

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（退職手当の調整額）</p> <p>第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（国家公務員法第七十九条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員を政令で定める法人その他の団体の業務に従事させるための休職及び当該休職以外の休職であつて職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるための当該業務への従事が公務の能率的な運営に特に資するものとして政令で定める要件を満たすものを除く。）、同法第八十二条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち政令で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月</p>	<p>（退職手当の調整額）</p> <p>第六条の四 （同上）</p>

の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額を合計した額とする。

- 一 第一号区分 九万五千四百円
- 二 第二号区分 七万八千七百五十円
- 三 第三号区分 七万四百円
- 四 第四号区分 六万五千元
- 五 第五号区分 五万九千五百五十円
- 六 第六号区分 五万四千五百円
- 七 第七号区分 四万三千三百五十円
- 八 第八号区分 三万二千五百円
- 九 第九号区分 二万七千五百円
- 十 第十号区分 二万七千七百円
- 十一 第十一号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第五条の二第二項第二号から第七号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、政令で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第一項各号に掲げる職員の区分は、官職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、政令で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(削る)

- 一 第一号区分 七万九千二百円
- 二 第二号区分 六万二千五百円
- 三 第三号区分 五万四千五百五十円
- 四 第四号区分 五万円
- 五 第五号区分 四万五千八百五十円
- 六 第六号区分 四万七千七百円
- 七 第七号区分 三万三千三百五十円
- 八 第八号区分 二万五千元
- 九 第九号区分 二万八千五百円
- 十 第十号区分 一万六千七百円
- 十一 第十一号区分 零

2 (同上)

3 (同上)

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者(第六号に掲げる者を除く。以下この項において同じ。

5

前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいもの

である者

ロ その者の基礎在職期間が全て特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条各号（第七十三号及び第七十四号を除く。）に掲げる特別職の職員としての在職期間

として政令で定めるもの

イ 退職日俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表八号俸の額に相当する額を超える者その他これに類する者と

算した退職手当の基本額の百分の八に相当する額

五| 次のいずれかに該当する者 第三条から前条までの規定により計

四| 自己都合等退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零

第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額

三| 自己都合等退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの

零のもの 零

二| 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が

下のもの 第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額

一| 退職した者（第五号に掲げる者を除く。次号において同じ。）の

うち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が一年以上四年以

5

（同上）

間である者

ロ その者の基礎在職期間がすべて特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条各号（第七十三号及び第七十四号を除く。）に掲げる特別職の職員としての在職期

間である者

イ （同上）

算した退職手当の基本額の百分の六に相当する額

六| 次のいずれかに該当する者 第三条から前条までの規定により計

五| （同上）

第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額

四| 自己都合等退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの

第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額

三| （同上）

に相当する額

二| 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が

一年以上四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一

に相当する額

一| 退職した者（第五号に掲げる者を除く。次号において同じ。）の

うち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が五年以上二

十四年以下のもの 第一項第一号から第九号まで又は第十一号に掲

げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第十号に掲げ

る職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した

がある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>4 施行日の前日に在職する職員であつて同日に退職したとしたならば第三条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第四条第三項の規定の適用を受けることとなる者が、引き続き同項に規定する職員として在職し、かつ、同項の規定に該当する退職をした場合におけるその者に対する退職手当の額は、国家公務員退職手当法第四条第一項及び第六条の四第四項第五号の規定に該当するものとして同法第二条の四、第四条、第五条の二及び第六条の四並びに附則第二十一項の規定により計算した額とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>4 施行日の前日に在職する職員であつて同日に退職したとしたならば第三条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第四条第三項の規定の適用を受けることとなる者が、引き続き同項に規定する職員として在職し、かつ、同項の規定に該当する退職をした場合におけるその者に対する退職手当の額は、国家公務員退職手当法第四条第一項及び第六条の四第四項第六号の規定に該当するものとして同法第二条の四、第四条、第五条の二及び第六条の四並びに附則第二十一項の規定により計算した額とする。</p>